法人税・消費税 決算申告ミス事前防止チェックリスト

～ 当たり前の確認を徹底し、税務調査否認と過少申告を99%防ぐ実務点検表 ～

2026年最新法令・改正対応版

法人名	事業年度（自～至）	所轄税務署 / 資本金	申告期限（延長特例の有無）	作成者印	税理士確認印
	年　月　日 ～　年　月　日	税務署 /　万円	通常(2ヶ月) / 延長(3ヶ月)		

【STEP 1】 決算前提・税務ステータス・前期引き継ぎ確認

最重要基礎

済	No	確認項目	確実に行う具体的確認手順・当たり前のチェックポイント	怠った場合の税務リスク・否認内容
☐	01	**青色申告承認の有効性**	税務署の「青色申告の承認通知書」の存在を確認。過去2期連続の期限後申告による承認取消処分（法法127①四）を受けていないか確認したか。	致命的 欠損金繰越控除の全額不適用、少額減価償却特例の取消。
☐	02	**申告期限延長の届出**	申告期限を3ヶ月後とする場合、定款の総会招集条文（3ヶ月以内）と「申告期限の延長の特例の届出書」（法法75の2）の提出控えを照合したか。	無届の場合、決算期末後2ヶ月超の提出は無申告加算税・青色取消。
☐	03	**前期別表四・五の期首一致**	当期別表五(一)の期首現在利益積立金額が、前期別表五(一)の差引翌期首現在利益積立金額と1円の狂いもなく完全一致しているか照合したか。	別表四・五の連結不整合。税務署の機械審査で即座にエラー対象。
☐	04	**繰越欠損金の残高管理**	別表七(一)の各事業年度の欠損金発生額・過年度控除額・控除可能期間（10年以内）が、確定申告書控えと完全に整合しているか。	期限切れ欠損金の過大控除による過少申告加算税。

【STEP 2】 売上・収益関係（税務調査 指摘No.1：期ズレ・売上計上漏れ防止）

調査重点

済	No	確認項目	確実に行う具体的確認手順・当たり前のチェックポイント	怠った場合の税務リスク・否認内容
☐	05	**決算日前後の出荷・検収**	期末前10日間・期首後10日間の出荷伝票、検収書、納品書を抽出。会社の収益計上基準（出荷基準/検収基準）に従い、当期完了分が漏れなく計上されているか。	重加算税 売上期ズレ（当期売上の翌期飛ばし）として即座に追徴。
☐	06	**前受金・仮受金の滞留精算**	試算表・総勘定元帳の「前受金」「仮受金」「預り金」残高を1件ずつ精査。すでに役務提供や商品納品が完了しているものが滞留・放置されていないか。	完了済み前受金の売上計上漏れ認定。消費税の売上漏れもダブル発生。
☐	07	**売掛金の残高照合・回収確認**	売掛金残高一覧表と総勘定元帳が一致しているか。期末後の入金履歴を確認し、架空売上や未回収売上の二重計上・入金消込漏れがないか。	粉飾決算・逆粉飾（税務調整ミス）の温床。
☐	08	**助成金・保険金の計上時期**	雇用調整助成金、ものづくり補助金、解約返戻金等の「支給決定通知日」「解約日」を確認。入金日ではなく「決定日」の属する事業年度で益金計上したか。	権利確定主義違反（収益計上時期の期ズレ）。
☐	09	**役員・親族への低額譲渡**	会社所有の車両、不動産、商品を役員や関連会社へ売却した取引がないか。売却価額が時価と乖離していないか（不動産鑑定評価、中古相場照合）。	時価との差額が役員賞与認定（損金不算入）＋役員個人の給与所得課税。

【STEP 3】 役員給与・人件費関係（形式不備による一発全額否認防止）

形式要件厳格

済	No	確認項目	確実に行う具体的確認手順・当たり前のチェックポイント	怠った場合の税務リスク・否認内容
☐	10	**定期同額給与の改定期限**	事業年度開始の日から3ヶ月以内に定時株主総会決議が行われ、議事録どおりの金額が毎月同額で支給されているか。期中の勝手な増額・減額がないか。	全額不算入 定期同額要件否認。改定前後の増額差額が全額損金不算入。
☐	11	**事前確定届出給与の完全合致**	税務署へ提出した届出書の「支給年月日」「支給金額」と、預金通帳からの実際の振込実績を1円・1日のズレもなく照合したか（資金繰り都合の前倒し/遅延厳禁）。	1日遅れ、または1円でも相違した場合、その事業年度の支給額が全額損金不算入。
☐	12	**役員社宅の適正家賃徴収**	固定資産税課税標準額から小規模住宅等の計算式（所得税基本通達36-40）に基づき賃貸料相当額を計算し、役員からその50%以上を給与天引きしているか。	不足額が役員給与認定（定期同額外として損金不算入＋役員個人課税）。
☐	13	**未払賞与の損金算入3要件**	決算未払賞与について、①期末までに全社員に同時支給額通知、②翌月1ヶ月以内に全員へ全額支払、③期末に未払計上、の3要件を証憑（通知書控え）で確認したか。	1人でも翌月末までに支払われない場合、全員分の未払賞与が損金否認。

法人税・消費税 決算申告ミス事前防止チェックリスト

～ 減価償却・期末棚卸・交際費1万円基準・同族間取引の徹底精査 ～

2026年最新法令・改正対応版

【STEP 4】 減価償却・棚卸資産・修繕費関係（償却資産税との二重チェック）

資産精査

済	No	確認項目	確実に行う具体的確認手順・当たり前のチェックポイント	怠った場合の税務リスク・否認内容
☐	14	**期末棚卸の実地棚卸と評価**	決算日時点の実地棚卸表が存在するか。単価は届出済みの評価方法（最終仕入原価法等）と一致しているか。期末直前受領の未検収在庫が除外されていないか。	重加算税 意図的な期末在庫除外は税務調査で即座に重加算税（脱税認定）。
☐	15	**少額資産・一括・中小特例区分**	・10万未満：即時損金（償却資産税対象外） ・20万未満：一括償却（3年均等・償却資産税対象外・別表十六(八)） ・30万未満：中小特例（即時損金・★償却資産税対象・別表十六(七)）に正しく区分したか。	30万円未満特例を償却資産税申告から漏らし、地方税の是正・延滞金直撃。
☐	16	**資本的支出 vs 修繕費の判定**	固定資産の修繕・改修について、①20万円未満または3年周期か、②60万円未満または前期末取得価額の10%以下か（形式基準）を判定。価値向上なら資産計上したか。	資本的支出（資産計上すべき工事等）の修繕費一括損金処理による否認。
☐	17	**固定資産の除却損・廃棄証明**	当期に除却損を計上した固定資産について、マニフェスト（産業廃棄物処分証明書）や撤去写真が存在するか。現物が事業所内に残っていないか。	架空除却損の否認（現物があるのに帳簿から落とす行為）。
☐	18	**ソフトウェアの取得価額判定**	自社利用ソフトウェアの制作費用について、機能追加・仕様変更等の開発費用を正しく資産計上しているか（単なる不具合バグ修正のみ修繕費）。	ソフトウェア制作費用の過大費用計上による一括否認。

【STEP 5】 経費・負債・同族間取引関係（交際費1万円・認定利息・倒産防止共済）

税制改正・同族

済	No	確認項目	確実に行う具体的確認手順・当たり前のチェックポイント	怠った場合の税務リスク・否認内容
☐	19	**交際費等の飲食費1万円基準**	令和6年4月改正 1人あたり10,000円以下（旧5,000円）の飲食費について、領収書裏面や明細に「①日付、②相手方氏名・関係、③人数、④店名」が記載されているか。	書類保存要件不備による交際費認定（年800万定額枠超過で損金不算入）。
☐	20	**社内飲食費の混同防止**	役員・従業員のみで行った飲食代（打ち上げ・忘年会等）を1人1万円基準で会議費処理していないか（社内飲食費は1人1万円以下であっても交際費または福利厚生費）。	社外飲食費除外特例の誤適用による交際費否認。
☐	21	**役員貸付金と認定利息の計上**	決算書に役員貸付金・役員仮払金がないか。ある場合、適正利率（国税庁特例基準割合等、年約2%）で計算した受取利息を正しく益金計上しているか。	受取利息の計上漏れ益金加算＋役員に対する賞与認定（損金不算入）。
☐	22	**倒産防止共済の解約後再加入**	令和6年10月改正 当期中にセーフティネット共済の掛金を損金処理している場合、過去2年以内に一度同共済を解約していないか履歴を確認したか。	解約後2年以内の再加入掛金は全額損金不算入（資産計上）。
☐	23	**未払費用の債務確定基準**	決算未払費用について、①期末までに債務成立、②期末までに役務提供完了、③金額が合理的に算定可能、の3要件を満たしているか。翌期発生費用の前倒し計上はないか。	債務不確定費用の過大計上として損金否認（翌期認容）。
☐	24	**貸倒損失の形式基準充足**	債権を貸倒損失処理する場合、法法的要件（更生計画認可、1年以上取引停止後の督促、債務者の破産宣告等）の法的根拠書類が完全に具備されているか。	単なる回収不能の主観的判断による貸倒損失は全額否認（寄附金認定）。

【STEP 6】 税額控除・別表調整・中間税額整合性（申告書作成最終関門）

別表直結

済	No	確認項目	確実に行う具体的確認手順・当たり前のチェックポイント	怠った場合の税務リスク・否認内容
☐	25	**賃上げ促進税制の適用要件**	令和6年4月改組 給与総額増加要件（1.5%以上等）の対象となる国内雇用者給与等支給額から、役員・特殊関係者（役員親族等）の給与を確実に除外して計算したか。	役員親族給与の混入による要件未達・税額控除の全額取消追徴。
☐	26	**利息・配当の源泉所得税控除**	預金通帳・証券配当通知書から天引きされた所得税・復興特別所得税を抽出し、別表六(一)で所得税額控除を適用したか。別表四で損金不算入加算したか。	税金の払い損（控除漏れ）または別表四での加算漏れによる過少申告。
☐	27	**中間納付税額の一致確認**	税務署・県・市から送付された「中間申告書納付書控え」と実際の納付金額を照合。当期確定税額から控除する中間税額が1円の狂いもなく一致しているか。	別表五(二)の不整合、還付金遅延、過少申告加算税。
☐	28	**別表四と五(一)の完全連動**	別表四の留保欄の加算・減算項目が、別表五(一)の当期増減欄にすべて漏れなく転記されているか。翌期首現在利益積立金額の検算式が合致しているか。	税務申告書全体の整合性崩壊。即座に税務署から修正要請。

法人税・消費税 決算申告ミス事前防止チェックリスト

～ 消費税の納税義務・課税売上割合・インボイス仕入控除の完全防御 ～

2026年最新法令・改正対応版

【STEP 7】 消費税 納税義務＆計算方式の確定（別添Excelシートとの連動確認）

分岐複雑

済	No	確認項目	確実に行う具体的確認手順・当たり前のチェックポイント	怠った場合の税務リスク・否認内容
☐	29	**基準期間・特定期間の判定**	前々期の課税売上高（1年未満なら年換算）が1,000万円以下でも、前期開始6ヶ月間の課税売上高および給与支払額の両方が1,000万円を超えていないか確認したか。	無申告 免税事業者と誤認し無申告になる事故（税理士損害賠償多発）。
☐	30	**インボイス登録と免税の競合**	基準期間売上が1,000万円以下であっても、適格請求書発行事業者の登録を取り下げていない場合、強制的に課税事業者となることを確認したか。	インボイス登録があるのに免税として申告しなかったことによる無申告加算税。
☐	31	**簡易課税の適用要件と事業区分**	①前事業年度末までに「簡易課税選択届出書」を提出しているか、②基準期間売上高が5,000万円以下か、③第1種～第6種の事業区分を売上別に正しく適用したか。	届出無効による本則課税強制（多額の追徴税額）、業種区分誤り。
☐	32	**2割特例（激変緩和）の適用要件**	インボイス発行を機に免税から課税になった事業者で、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であるか確認したか（事前届出不要、申告書への付記のみ）。	適用漏れによる過大納税（納付税額が売上税額の20%で済む特例を逃す）。
☐	33	**課税売上割合95%判定の分母**	課税売上割合の分母に、土地譲渡・受取利息だけでなく**「有価証券（株式・国債等）譲渡対価の5%相当額」**を確実に算入して計算したか。	課税売上割合の過大算定により、本来個別対応すべきところを全額控除。
☐	34	**個別対応方式の用途区分3区分**	課税仕入れ等を①課税売上のみに要するもの、②非課税売上のみに要するもの、③共通して要するもの、に厳密に区分したか（共通への安易な逃げ込み防止）。	用途区分の税務調査否認による仕入税額控除額の減額追徴。

【STEP 8】 インボイス制度 実務帳簿保存・取引区分チェック

調査多発

済	No	確認項目	確実に行う具体的確認手順・当たり前のチェックポイント	怠った場合の税務リスク・否認内容
☐	35	**免税事業者からの仕入れ（経過措置）**	登録番号のない免税事業者からの請求書について、会計ソフト上で「80%控除（令和5年10月～8年9月）」の経過措置税区分が正しく選択されているか。	100%仕入税額控除してしまい、差額20%分の消費税過少申告。
☐	36	**少額特例（1万円未満）の適用要件**	税込1万円未満の取引をインボイスなし（帳簿のみ）で仕入控除する場合、自社の基準期間売上高が1億円以下（または特定期間売上5,000万円以下）を満たしているか。	売上1億円超法人が少額特例を誤適用し、インボイスなし経費が全額控除否認。
☐	37	**振込手数料の売手負担（返還インボイス）**	売掛金入金時に差し引かれた振込手数料（税込1万円未満）を、「支払手数料（課税仕入れ）」ではなく「売上対価の返還等（売上値引き）」として適法に処理したか。	銀行インボイスのない振込手数料の仕入控除否認リスクを完全回避。
☐	38	**固定資産・社用車売却の課税売上**	当期中に営業車両、機械、備品等の下取り・売却がないか。固定資産売却損が出ていても、**売却対価（売戻し額）全額が消費税の課税売上**に計上されているか。	多発 特別利益（または営業外）の固定資産売却対価の消費税計上漏れ。
☐	39	**居住用社宅家賃の非課税仕入**	会社が大家に支払う「借り上げ社宅」の支払家賃を、課税仕入れにしていないか（居住用賃貸借のため非課税仕入れ＝仕入税額控除不可）。	社宅家賃の仕入税額控除誤適用（税務調査で機械的に否認される典型例）。
☐	40	**補助金・助成金の不課税除外**	国や自治体から入金された補助金・助成金を、誤って消費税の課税売上（または非課税売上）に含めていないか（反対給付のない不課税取引として分母からも除外）。	消費税の二重課税または課税売上割合の歪みによる税額誤算定。

★ 決算申告書 提出前 最終承認チェック

☐ 電子申告送信データの受信通知（即時通知）確認済　☐ 納付書・ダイレクト納付の期限日（期末後2ヶ月）設定済　☐ 別添「消費税判定Excelシミュレーター」出力値と一致確認済